

発行所 株式会社 FPシミュレーション

大阪市中央区農人橋1-4-31 Tel:06-946-8011

編集発行人: 税理士 三輪 厚二 Fax:06-946-8727

### みなし配当の一部非課税

Q: 株式を消却した場合のみなし配当について手当てが行われていますが、これについて教えてください。

A: 先の商法等の改正案要綱で、企業の自社株取得解禁の方向が明らかにされたが、これを先取りする形で、6年度税制改正で法人が自社株を取得し利益により株式の消却をする場合に生ずる「みなし配当」の源泉徴収を行わないこととする措置が講じられることとなった。

今回、自社株取得の解禁が予定されているのは、

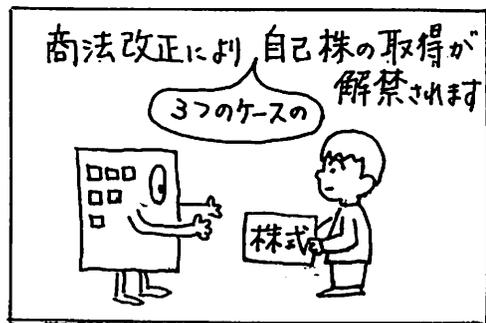
- ① 使用人に譲渡するための自己株の取得、
- ② 利益による株式の消却をするための自己株式の取得
- ③ 株式の譲渡につき取締役会の承認を要する会社の相続人等からの自社株式の取得、の3ケース。

②のケースでは、利益をもってする株式の消却が行われれば、消却した株式の対応する資本の金額のうち消却されなかった株式に対応する部分の金額については、配当とみなされ、本来であれば、所得税の源泉徴収を行わなければならない。

今回の改正は、この配当とみなされる金額に対する所得税の源泉徴収を適用しないというもの。

これは、株式市場の活性化のための措置でもある。

なお、今回の改正は、平成6年4月1日以後に利益によってする株式の消却が行われた場合について適用することとされている。



- ① 使用人に譲渡するための取得
- ② 利益による株式の消却をするための取得
- ③ 相続人等からの取得

